

**[場面 1 1 : 異年齢交流活動 / 2 歳児と 5 歳児のリズム遊び]**

5 歳児と 2 歳児とが手をつなぎ、階段をのぼってくる。

ホールには四角の三辺にマットが敷かれており、5 歳児、2 歳児はクラスごとに一列になってそこに座る。

リーダーの保育士が、交流活動を始めると、もうすぐ 5 歳児は卒園すること、などを説明する。その後、一人ずつ子どもの名前を紹介する。5 歳児と 2 歳児とは、たまに名前を知っている子どもがいるという程度のなじみである。

リズム遊びがスタートする。グループずつ、順番にリズム遊びを行い、順番でない子どもはマットに座ってみている。最後に 5 歳児がトンネルになって 2 歳児がそれをくぐる。次に 2 歳児がトンネルになって、5 歳児がくぐる。

**[考察 : 意図的な交流活動]**

この園は、5 歳児が 64 名のため、2 歳児との交流活動は、グループに分かれて順に参加している。グループに分かれても人数が多く、また合同保育が開始されて間もないことから、日常生活での両者のなじみが十分でない（名前を知らない子どもが多い）という状況で設定された交流活動であった。このことから待ち時間が多くなったり、子どもの主体的な活動ではなく保育者の指示による活動に陥りやすくなっている。ただし、時間の経過とともに子どもの堅さが薄れてきて、5 歳児の作るトンネルを 2 歳児がくぐっていく場面などでは、2 歳児の動きにあわせるという思いやりが 5 歳児にみられる。また 2 歳児の表情も次第に生き生きとしてきて、5 歳児の活動によって意欲が生じたり、あるいは 5 歳児の動きを模倣しようとする姿がみられる。

このように、異年齢交流の利点として、第一に、年上の子どもに年下の子どもを思いやる気持ちが育ったり、あるいは自信を持って集団をリードすることができるようになること、第二に、年下の子どもが年上の子どもの遊びや行動に興味・関心を持ち、モデルとすることによって、刺激を受けて発達が助長されること、などを挙げることができる。

一方で問題点としては、発達段階が異なり、興味や能力の格差があることから、どちらかが常に我慢するなど子どもにとって負担となったり、自己の力を十分に発揮できない場合があることを挙げられる。特に保育者主導で異年齢交流を行うときには、この点に十分な配慮が求められる。自由遊びの場面で異年齢が関わることができる環境の中で、子どもが自発的に異年齢の子どもとの関わりを持つようになることが望ましい。

### (3) 自発的・主体的活動において配慮すべきことがら

#### c. 自発的・主体的活動（子ども・環境）

- ①自己を発揮している
- ②子どもが選択している（主体性）
- ③多様な活動の機会（環境）がある
- ④創造性、継続性、発展性
- ⑤柔軟性

「表2 チェックポイント」より

本研究対象園における観察結果からは、「自発的活動・主体的活動」における援助がよくなされており、環境が工夫され整備されている様子がうかがえた。特に幼稚園教諭の「環境を通した保育」には高い専門性がみられ、保育士が幼稚園教諭から学ぶべき点が多々みられた。例えば、子どもが素材や用具などを自分で出して遊べるようコーナーを設定し、またその素材・用具の内容も工夫し、十分に準備している。このようにして、保育のねらいを直接的に子どもに提供するのではなく、環境の中にそれを盛り込み、子どもたちの活動を援助している。その積み重ねの中で、子どもの主体性が育ち、創造性、発展性、継続性のある活動が自発的に展開されている。幼稚園との合同保育によって「教育」の向上が期待される理由がこのあたりにうかがえた。ただし、ヒアリングからは、教材費そのものの問題も感じた。今回の対象園では、同じ公立でありながら、幼稚園に比べて保育所の教材費が低く抑えられていた。このような保育所と幼稚園の教材費に関する差異についての詳細な検討は、今後の研究課題とされよう。

このような保育環境が用意され、活動が積み重ねられることによって、子ども達の遊びや人間関係が変化していく様子が、1年間の継続観察でうかがえた。例えば初期の頃は“観客”として遊びに参加していた子どもが、次第に遊びを展開する力をつけていき、後半になると活動の中心となって自己を発揮する様子もみられた。

ただし場面によっては、子どもへの負担が重く、特に長時間の集団生活を行っている保育園児、あるいは発達や家庭環境の状況から配慮が必要な子どもに、疲れや緊張、あるいは活動に加わることができない様子が見られ、クラス活動からはずれて休んだり、所在なさそうにうろろする子どもが見られた。子どもの関心に即して準備されているか、課題が子どもの発達段階に即しているか、保育者の意図が強すぎないか、個々の状況に応じた適切な援助がなされているか、活動時間の長さが適切か、など、保育内容の点検が必要とされよう。

一方で課題活動が長時間に及ぶ背景には、「幼稚園児の保育時間内に限定して設定保育を行っている」という事情もあるようだ。合同保育では、このように幼稚園児が登園している短い時間帯に“教育の要素”を絞って詰め込む傾向がある。特に朝から既に長い時間にわたって集団での生活をしている保育園児にとっては、短時間に密度の濃い課題が設定

されると、疲労が高くなりがちである。結果として、課題から抜けて一休みしたり、自分の好きな遊びに没頭する例もみられた。

このような実態からも、「保育者が望ましいと考える活動を、合同保育という限定された時間帯の中で行う」というよりも、個別の事情に応じた保育を行い、保育園児は園で長時間にわたる集団での生活をしているということを充分視野に入れて、工夫したり、生活を組み立てていくことが望まれる。つまり、合同保育の時間帯に一斉に課題に取り組むのではなく、個々の子どもの生活リズムや興味・関心に沿って、その活動を行うことができるような柔軟な対応が必要である。園での生活時間を分断せずに、一日をトータルにみて園生活をデザインしていくことが求められているといえよう。

以下、この点について、事例をもとに詳細に検討していくこととする。

### 事例ⅴ 自由遊び

自由遊びでは、子どものイメージがふくらみ、予想や見通しをたてて、友達同士で活動を展開する様子がみられた。特に、下記に紹介する園は、幼稚園教諭が子どもの自発的な活動を触発したり、子どもの活動意欲を満たす環境設定や援助を工夫し、十分に整えていることから、観察時に、創造的な遊びの展開がみられた。

#### [場面12：コンサート、遊園地（ペープサート・お化け屋敷など）]

素材や積み木などの遊具が十分に用意されていることから、子ども同士で遊びのイメージを描き、素材を選び、友達と協力し合いながら活動を作り上げていく。

9月には既にこのような環境の中で2年間を過ごしてきた幼稚園の子どもが、自発的に背景を描いて舞台を作り、カセットを流して、「コンサート」を行なった。この時には観客として参加していた保育園児の○ちゃんが、2月になるとリーダー的な存在となって、数人の子どもと協力して、このような活動を発展させた「劇場」を作り上げた。背景を描き、カセットを選び、観客席をセットし、さらにペープサートを作って、観客と一体になってストーリーを演じている。その際には、他の子ども達も同様に「お化け屋敷」「遊具」などのコーナーを作り、チケット作り、背景作り、音楽選びなどを協力して行い、子どもたちが自ら創造性、発展性、継続性のある活動を展開していた。このようにしてダイナミックな遊園地を作ると、自分たちが満足すると、自発的に3～4歳児を誘いに行き、遊びの楽しさを共有している。(場面8)

#### [考察：環境設定]

この場面には、保育所保育指針の「6歳児の保育の内容」に記されている次の事項が、具現化されているといえよう。

活動の中でも、皆が同じような行動をするのではなくて、それぞれの役割の分担が生じて、自分の好みや個性に応じた立場で行動していることがしばしば見られる。このように集団遊びとして組織だった共同遊びが多くなり、長く続くようになってくる。特に、ごっこ遊びなどには、手の込んだ一連の流れがあり、様々な異なる役割が分化しているものを好み、少々難しくても自分たちの満足のいくまでやろうとする。したがって、各々の発案や実際の過程の観察、様々なところからの知識を生かして、創意工夫を重ねて、遊びが発展していくこともある。

(保育所保育指針、第10章 6歳児の保育の内容、1 発達の特徴)

様々な遊びが大きく発展するときで、特に一人一人がアイデアを盛り込んで創意工夫をこらす。また、思考力や認識力もより豊かに身につくときである。したがって保育材料をはじめ様々な環境の設定に留意する必要がある。

(保育所保育指針、第10章 6歳児の保育の内容、2 保育士の姿勢と関わりの視点)

(1) 表現しようと思うもののイメージが豊かに湧くような雰囲気をつくり、様々な材料や用具を適切に使えるようにしながら、表現する喜びを味わえるように配慮する。

(2) 子ども同士と一緒に活動する場合は、お互いに相手の立場を認め合いながら協力し合って表現することの喜びを感じることができるよう配慮する

(保育所保育指針、第10章 6歳児の保育の内容、5 配慮事項「表現」)

まさに、このような環境が設定されていることから、子ども達は素材を活用して自分の中のイメージを具体化し、しかもそのイメージを友達と共有し、役割分担をして共同活動を発展させている。

#### 事例vi クラス活動

##### [場面13：課題への取り組み（ペンキ塗り）]

ホールで保育園児と幼稚園児とが個人個人の制作に取り組む一方で、保育士1人に保育園児2～3人が卒業制作として、水道場のペンキ塗りをしている。ペンキ塗りという高度な課題に自発的に、丁寧に取り組んでいる。

水道場に描く絵については、子ども達みんなで考え、「自然がいっぱいある町」をつくることとなった。f君はマンション、家、電車が描かれているのを見て、「緑が少ない」と言い、木を描く。木を2本描いたところ、重なってしまった部分があり、失敗したと思い「全部塗りつぶして山にしちゃえ」と保育士に話す。保育士は、f君のイメージをたずねて、それに耳を傾ける。さらに実際の木を思い浮かべてみるように言葉をかけて、f君が描いたように木々が重なって見える景色のあることなどを話しながら、一緒にイメージを思い描く。その結果、f君はこういうふうに見える場面もあることを納得し、「その木はとっておいて、山は別に描く」こととする。f君は保育士とのやりとりを通して励まされ、さらに全体の構成やテーマを考えながら、描いている。

##### [考察：個別的な援助]

「ペンキ塗り」という高度な課題だが、保育士が個別に対応することによって、子ども達に方法を確実に伝えることができている。子どもも落ち着いてこれに取り組んでいる。子どもが思い通りに描けずに、せっかく描いた木を山にして塗りつぶしてしまおうとしたときには、実際の景色を思い浮かべるように言葉をかけ、その絵が決して失敗ではないことを伝えて、励ましている。さらに保育士は子どものイメージに耳を傾け、やりとりを通して、全体の絵の中で子ども自身が何を書きたいのかを考え、取り組むことを援助している。このような保育士の個別的でこまやかな援助が、全体の活動の中での個々の子どもの「①自己発揮」「②主体性」「④創造性・継続性・発展性」を援助している。

さらにこの場面では、発達の遅れのある子どもに対して、思いやりある行動をとる様子

もみられた。

保育所保育指針では4歳児の発達として、次のように記されている。

目的を立てて、作ったり、描いたり、行動するようになるので、自分の思ったようにいかないのではないかと不安が生じたり、辛くなったりするなど、葛藤を体験する。このような心の動きを保育士が十分に察して、共感し、ある時は励ますことによって、子どもは、保育士がしたような方法で、他人の心や立場を気遣う感受性を持つことができるようになる。こうして、他人にも目には見えない心のあることを実感し、身近な人の気持ちが分かるようになり、情緒は一段と豊かになる。

(保育所保育指針, 第8章 4歳児の保育の内容, 1 発達の主な特徴)

それは4歳児においてのみならず。5歳児になっても、6歳児になっても、頻度の差はあれ、繰り返し必要とされる援助であろう。特に場面13のような難しい課題に取り組むときには、保育士の援助や励ましは不可欠である。保育士とのやりとりを通して、自分の行動に見通しや自信を持ち、活動に集中して取り組み、自己発揮をする過程が浮き彫りとなった場面である。このような落ち着いた環境や、活動への自信と充足感、さらには保育士の行動をモデルとして、他児への思いやりがみられるなど、豊かな人間性が育っており、それはまさに指針に記されたとおりである。

#### (4) 家庭的な環境において配慮すべきことがら

##### d. 家庭的な環境（環境）

- ①家庭的な環境（落ち着く・ほっとできる）
- ②自分の好きな遊び・活動ができる環境
- ③生活リズムの違いへの配慮
- ④家庭との情報交換・理解
- ⑤家庭への支援

「表2 チェックポイント」より

ケーススタディの結果からは、「生活」という観点が希薄になりがちな園もあることが明らかとなった。たとえば、教材や昼食の準備・片づけなどは保育者がしている例がみられる。このような生活の視点の不足は、「昼食」場面に最も顕著に顕れてきており、次のような気になる場面がみられることもあった。

- ①食事という楽しみの場に必要とされる家庭的な潤いのある環境となっていない
- ②保育者が全て準備してしまい子どもと一緒に生活を作り上げるという視点に欠けている
- ③保育者が食事の量や内容などに目がいき届かず、子どもとのやりとりを通して子ども自身の自己調整力や食事のマナーを育てていくという視点が不足している

子どもが低年齢から生活時間の大半を園で過ごしている保育所は、“家庭養育の補完”という機能を重視してきた文化を持つことから、食事や睡眠、生活習慣に関するノウハウを持ち、また、これらの生活体験を豊かにして子どもの発達や自立を援助するという視点がみられる。一方で幼稚園は家庭養育を前提としてきたことから、このような生活に関する文化やノウハウが希薄な傾向もみられる。本研究における保育士と幼稚園教諭の討議でも、当初、幼稚園教諭は「生活体験は家庭で行うもの」というとらえ方をする場面もあった。しかし保育所と幼稚園の保育者間の話し合いや保育所の生活を間近に見ることを通して、次第に子どもと一緒に食事の準備や片づけをしたり、掃除をしたりすることが、今日の子どもの発達に必要な体験であることを認識し、これらを積極的に取り入れるという経過が見られてくる。このように「生活」という観点から合同保育を点検していくことが、必要とされよう。

さらに、保護者へのアンケート結果や園へのヒアリングから、「家庭支援」の重要性が浮かんできた。地域の中で子どもを持つ保護者同士の関係を形成していくことは、子どもの健やかな育ちにとって不可欠だが、そのためには保育者の意図的な支援が必要とされている。過疎地の場合は、「子どもの発達に必要な集団の確保」という必然性があり、そもそも地域住民相互のつながりが強いことから、地域住民や保護者の合同保育に対する理解や賛同も得られやすい傾向がみられる。しかし都市部の場合には、保育園児と幼稚園児との生活スタイルが大きく異なることや、家庭のニーズが異なることから、同じ園に通って

いることで、逆に両者の違いが浮き彫りになったり、幼稚園児の保護者が負担の不公平さに不満を持つことで、両者の関係が悪化することもみられる。保育者が両者の関係を仲介したり、ニーズに即した支援をしていくことが必要とされよう。

特に保育所の場合は、保護者が保育の場面に直接ふれることが少ないことから、合同保育についていかに説明し、保護者の納得を得ることができるかどうかは、重要である。このためには、入所あるいは合同保育開始以前からの、地域住民への十分な説明や意見交換が必要となろう。

一方で、幼稚園の側は、従来は家庭とは異なる役割を担っていること、一斉に送迎がなされることなどから、保護者への説明や伝達が不十分な面もみられる。保護者のアンケート調査で「わからない」と解答した保護者が、保育所に比べて幼稚園に多かったことは、このような一面の顕れと解釈できようか。

以下、この点について、事例をもとに詳細に検討していくこととする。

#### 事例 vii 預かり保育

##### 【場面 14：預かり保育（保育に欠ける幼児）】

預かり保育を受ける子どもも含めて、全員が園服を着て、カバンを持ち、さよならをする。そのまま帰る子ども達は園庭の保護者のもとへいく。この園では保育に欠ける子どもが預かり保育の対象となっており、さよならをした後に、担任の幼稚園教諭に送られて、預かり保育を行う保育室へ行く。そこで園服を脱ぎ、カバンをロッカーにしまってから、室内の環境を預かり保育用に、預かり保育の担当保育者と共にセットする。掃除をして、畳を敷く。こたつをつくり、大きな鉢植えのグリーンを部屋の中ほどに置き、預かり保育用の遊具を用意する。

その日、4歳児のクラスで預かり保育を受ける子どもはgちゃん1人であった。クラス担任が預かり保育の部屋まで付き添ってくるが、gちゃんは寂しそうにしている。担任が職員室に帰った後、gちゃんは、「先生におんぶをしてもらいたい」と、担任の後を追いかけていく。

##### 【考 察】

###### ①違いが目立たない配慮

この園では、さよならの場面で、短時間で家庭に帰る子どもと、長時間を園で過ごす子どもの間に違いを作らないように配慮している。このように両者間の“違い”や“差異”をできるだけ目立たないようにすること、特に少数となる子どもに十分な配慮をすることが重要である。

###### ②家庭的な環境設定

また、預かり保育では、これまでのクラス保育とは環境を変えて、家庭的な状況を作り出している。それを保育者が設定するのを子ども達は待っているのではなく、保育者と子どもが一緒に用意している。長時間、園で生活する場合には、このような家庭的な環境設定や保育者と共に生活体験をすることが望まれよう。

###### ③子どもの寂しさの受容

この園では預かり保育の担当者は別となっているが、預かり保育の時間の前から保育に参加して、子どもの状態を把握している。ただし、4～5歳児クラスの4クラスの子ども

が合同で預かり保育を受けるため、預かり保育の人数の多い5歳児クラスに入っている。この日、クラスからただ一人預かり保育に参加していた4歳児のgちゃんは、クラス担任の教諭とさよならした後に、「おんぶしてもらおう」と、担任の後を追って駆けだしていく。このような少数の子どもや預かり保育の場面への切り替えが難しい子どもに対する個別的配慮が必要とされよう。丁度この時間帯は、クラス担任は保護者との連絡、預かり保育の担当者は環境設定にあわただし。一方で預かり保育を受ける子どもにとっては、他児の母親が迎えにきて、にぎやかな園庭を目の当たりにしながら、担任や友達と離れるという“寂しい瞬間”である。保育者はこの預かり保育の子ども達はこの後も長く園にいるのだから、あわただしこの時間が過ぎてから、あるいは準備が整ってからじっくり対応しようと考えがちだが、子どもは“その瞬間”に寂しい気持ちを支えてくれるおとなを必要としている。“今、この時”に保育者が寄り添ってくれることを求めている。まさに倉橋惣三が『飛びついてきた子ども』（育ての心、倉橋惣三選集、フレーベル館）の中で、「私は果たしてあの飛びついてきた瞬間の心を、その時ぴったりと受けてやったであろうか」「後でやっと気がついて、のこのこ出かけて行って、先刻はとといったところで、活きた時期は逸し去っている」「時は、さっきのあの時であったのである」と語っているところであろう。

合同保育はこのように多様なニーズやプログラムが並行していくつも展開される場所が難しい点である。このような時に、子どもの寂しい気持ちを敏感にキャッチし、これこそを優先して受け止めることができる保育者の感性が不可欠である。

#### [場面15：預かり保育（幼稚園児）]

この園では、合同保育の開始を契機として、幼稚園児の預かり保育も開始された。ここでは保育園児とは別に、幼稚園の預かり保育専用の部屋で、預かり保育担当の幼稚園教諭（非常勤）によって行なわれている。現在は、モデル事業のため、預かり保育は無料で、条件はなく、希望者を全て受け入れている。

幼稚園の基本保育時間帯と分けるために、全員が園服を着て「さよなら」をし、ロッカーの荷物も全て持って、預かり保育の部屋へ行く。そこで預かり保育担当の保育者に、新たに迎え入れられる。すなわち学童保育へ行くのと同じ感覚で、そこからは「預かり保育の部屋」として一線を画している。そこでは同じ建物内ではあるが世界を変えて、遊具も違うものを用意している。

おやつは、保護者の要望に添って、それぞれ自宅から持ってくることとなった。結果として、持参するおやつのお大半が市販のスナック菓子であることや、5個入りのパンを袋ごと持ってくることもあり、その内容や量はまちまちである。

それまでは、幼稚園児は午睡なしで2時に帰宅すると、友達の家には3人ぐらいが集まり、夕方まで遊ぶことが多かった。しかし預かり保育に何人かの子どもが残ると、遊びに行く先がないということも出てきた。無料で条件もないこともあり、預かり保育に預けてお友達と一緒に遊んだ方が子どもも喜び、保護者も楽になるということで、預かり保育の希望者が次第に増え、大半の子どもが5時近くまで、幼稚園で過ごすことになった。無料の預かり保育が始まったことで、帰宅後に子どもがお互いの家庭を行き来して遊ぶことが少なくなった。



## [考 察]

### ① “閉じられた人間関係” とならないための配慮

幼稚園児の預かり保育の部屋は、基本保育時間帯の保育室とは別となっており、奥まった小さな部屋になっている。このことは子どもにとってほっとして落ち着くことのできる空間であること、小集団で基本保育時間帯とは異なる遊びを展開できることなど、メリットがみられる。

しかし、一方で「同年齢の、同一メンバーが、一部屋で、夕方までの長時間を過ごす」という預かり保育には、人間関係の課題を感じることもあるという。例えば、同じ子ども同士でかたまって何日も遊んでいることがあるが、その場合、「朝から5時までずっと一緒」ということが何日も繰り返されることとなる。すると逃げ場がなくなって、関係が行き詰まることがみられる。しかも不満があっても5歳児になると我慢をするため、それが爆発する例もみられた。

さらに、場面15に述べたような事情から預かり保育の人数が次第に増えるにしたがって、別の問題も生じてきている。第一に、小集団の時にはメリットであった保育室の“狭さ”が問題となってきた。第二に子ども達が同一年齢の同一集団で長時間を過ごすことにより、子ども同士の関係の軋轢や負担が一層目立ってくる。

保育園児は降園時間はまちまちで、むしろ幼稚園の預かり保育終了の5時よりも早く帰る子どももいるという。このため午後の時間帯は少人数になることや、異年齢の子どもとの関わりがあることから、ほっとできる環境にあるという意見が聴かれた。このように、保育所の長時間保育は、「異年齢の小グループで行われる場合が多い」という点に着目すべきであろう。また常勤保育者がローテーションを組んで降園時間まで保育に当たっており、時間帯で分断せずに園での生活をトータルにとらえる視点を持つ。このように保育所が積み重ねてきた長時間保育の方法・内容の中から参考とすべきものは取り入れ、幼稚園の預かり保育についても見直しをすることが求められよう。

### ② 家庭との連携・支援

さらに、ここでは持ち込みのおやつの内容も課題となっている。保育園は栄養士の立てた献立に沿っておやつが提供されるが、幼稚園は、経費を負担したくないという保護者の要望から、おやつはそれぞれが持参することとなった。しかし、持参するおやつの内容や量について、保育者は課題が大きいと感じている。幼児にとって食育は重要な問題であり、家庭をどのように支援していくかが今後、求められるところであろう。

## 事例 viii 生活習慣

生活習慣に関しては、保育所に評価すべき点が多々あり、低年齢児から家庭の補完としての機能を果たしていることによる積み重ねてきた専門性がここに集約して顕れてきているといえよう。例えば、次のようなことがみられた。

### [場面 16 : 手洗いのマニュアル]

保育所で、子どもの手の洗い方についてのマニュアルを作成した。

### [場面 17 : 身体測定]

保育園児と幼稚園児と一緒に身体測定を行っている。

### [場面 18 : 園外保育の際の救急セットの持参]

園外保育の際に、保育士は保健・安全の観点から必ず救急セットを入れたリュックをしょっていく。幼稚園教諭は持っていかない。

### [考察 : 生活の重視]

幼児期の保育では、生活体験をいかに豊かにするかが、問われるところである。特に、今日、地域や家庭の養育力が低下していることを考えると、そのことは重要である。

場面 16 でとりあげた「手洗いのマニュアル」では、園における討議で「そこまで園がする必要があるのか?」という疑問が幼稚園教諭から出された。すなわち、「マニュアルを作ったまで手洗いを徹底する必要があるのか」「家庭で教えられた洗い方で良いのではないか」という疑問である。これに対して保育士の側からは、「低年齢から園で生活時間の大半を過ごしている保育園児の場合、生活習慣を身につける上で園での生活が果たす役割が大きいこと」、また「手の洗いかたを徹底するためというよりも、保育士間での確認のためにマニュアル作りをしたこと」という考えが示された。

また場面 17 では、身体測定によって、“自分がどれだけ育っているか、自身の身体の成長やボディイメージを持つことができる。このようにして“自分自身を知る”ということは、幼児期の子どもにとって、大切な経験である。つまり身体測定を通して、遊ぶ場”が同時に“生活の場”となっており、合同保育の時間帯に保育園児と幼稚園児とがともに行うことによって、両者が生活を共有することにつながっている。

場面 18 で取り上げた「園外保育での救急セットの持参」などは、保健・安全の観点から、幼稚園でも参考とされるべきことがらであろう。

## 事例Ⅸ 食事

### 【場面19：昼食】

ここでは、これまでの研究も含めて、食事場面を取り上げることとする。

給食の準備についてみると、保育者のみで行っている園と、子どもが保育者と一緒に給食の準備をしている園とがみられた。また子どもが準備をしている場合も、①当番の子どもがする場合、②学校給食と同様に子どもが配膳台の前に順に並んで、おとなが盛りつけたものを受け取って、自分の席に運んでいく場合、と、二通りが見られる。

お弁当と給食の扱いについても、園ごとで異なる。幼稚園児も希望すれば給食を食べることができ、利用者の選択度が高い園がある。一方で、保育園児は原則として給食、幼稚園児はお弁当と分かれている園、あるいは定期的に全員給食の日がある、という園もあった。

### 【考察：食育の重視】

食事は、幼児の生活の中で重要な部分を占める。食事は楽しみであり、生活への意欲を育む重要な場面である。さらに友達と一緒に食事をとることによって、親密さや共有関係が生まれる。一方で、その準備や後かたづけ、お代わりなどを通して、生活習慣の習得、自分自身で調整する力が育ち、自立へ向けた力を育成する上で欠かすことのできない場面である。

それにも係わらず、合同保育ではややもするとこの点が軽視される傾向もみられ、気がかりである。そこには、給食とお弁当の子どもが混在していることや、“生活”そのものへの観点が希薄な傾向があることに拠ろう。

お弁当と給食という多様なニーズが混在していても、その違いに子ども達が疎外感を感じないように配慮しつつ、“食事”が幼児の生活や自立過程にもたらす重要性を再確認し、これについて、工夫していくことが望まれよう。

## 事例Ⅹ 配慮が必要な子どもへの対応

食事の場面で、次のような場面もみられた。

### 【場面20：お弁当（配慮が必要な状況）】

基本保育時間で降園する子どもは給食、預かり保育の子どもは給食の日であった。hちゃんはコンビニで購入したおにぎり4個のみを持ってきていた。幼稚園教諭がhちゃんに、「今日は、お母さん、寝坊しちゃったの？」と声をかけると、子どもは「ううん、私が寝坊したの。」と困ったように笑った。

### 【考察】

この事例については職員との検討を行っていないことから、この子どもがこの日のみ、事情があってこのようなお弁当の内容であったのかどうかは不明である。しかし、先に他園の事例で、預かり保育で持参するおやつに関して家庭への支援が必要と述べたが、お弁当に関しても、家庭への支援が必要なケースがあると考えられる。

その際には、同時に子どもへの直接的な配慮も必要であろう。他の子ども達が色とりどりのお弁当を広げ、給食の子どもは何品ものおかずが用意されている中で、「私が寝坊しちゃったの」と困ったように笑うhちゃんに対して、幼稚園教諭はそれ以上、そのことにふれなかった。この場面では背景がわからないため、hちゃんが必要としている援助を判断することはできない。しかし5歳の子どもの気持ちを慮れば、hちゃんに対して何かしらの直接的な援助が望まれるところである。例えばお皿を用意しておにぎりを置く、あるいは給食のみそ汁を提供する（保育者も給食であり、お代わり用のみそ汁もあった）など、臨機応変に暖かな配慮ができるのではないか。このような“家庭養育の補完”を行うことについての保育者の責務や意識が問われるところであろう。

近年、虐待やネグレクトの増加と、これに対する啓発・研修の拡充にともなって、保育所には積極的な意味での“家庭養育の補完”が求められているということが浸透しつつある。従来から、朝食を食べてこない子どもや、清潔面のケアが不足している子どもに対して、可能な範囲で保育所がこれを直接的に補完する例がみられたが、このような機能を果たす保育所がさらに広がりつつある。

このように家庭養育に欠ける場面では子どもに対して直接的にこれを補完し、同時に家庭への支援を行っていくことが、今日の保育所の重要な役割である。その対象が幼稚園児であったとしても、その役割に変わりはない。むしろこのような家庭養育の補完機能を幼稚園児も含めた地域の子どもの全てに広げていくことが、今後の保育所の役割であり、合同保育が果たすべき機能として重視すべきであろう。何故ならば、今日、幼保一元化の根拠の一つとして、『保育に欠ける子ども』とは、保護者の就労に伴い長時間保育が必要な子どもだけではない」という指摘もなされているからである。もしも合同保育が進むことによってこのような“家庭養育の補完”という視点が薄らぐとすれば、このような論議の根拠そのものが問われることとなる。今日のように地域・家庭の養育力が低下している中では、保育所がこれまで培ってきた「家庭養育の補完」という機能を、合同保育においても最大限に発揮し、このように特別な配慮が必要な家庭に対して、直接的な援助を行うことが求められるといえよう。

#### [場面 21：マラソン（体調が悪い子どもへの配慮）]

園外保育がマラソンであったことから、体調が悪いiちゃんは参加せず、その間、保育園に帰ることになった。幾度も振り返りながら、一人で保育園に戻る。幼稚園教諭も保育士も帽子のない子どもへの対応や人数把握であわただしく、帰っていくi子に気づかない。

マラソン終了後にi子は幼稚園に戻ってくるが、他の子どもの遊びの中に入りたくそうな状況が見られる。一人で、あちこちを歩き回っており、遊びに入れない。それに対しても、保育者は見守りの姿勢が強く、保育者からは声をかけない。

#### [考察：子どもの体調と心のケア]

体調が悪い子どもが保育園に戻ることは、必要とされる個別的配慮である。ただし、戻っていく子どもの寂しい気持ちに対する十分な配慮が望まれるところである。戻っていく園はすぐ隣であり、5歳児であれば一人で戻ることができる距離である。しかし集団活

動からはずれて一人で戻っていくことの寂しさを考えると、例えば、保育所まで保育者が付きそうなどの配慮が求められる。またマラソンが終わり、幼稚園に戻ってきたときにも、い子への十分な受け入れ態度が求められる。

幼稚園の通常では、外遊びができない状況では登園しない。しかし、保育園児の場合は、多少体調が悪くても、保護者の都合で登園せざるを得ない時がある。そのような個別の状況への理解や対応が必要とされよう。

## IV. 合同保育で配慮すべき事項

合同保育の実施にあたっては、自治体がビジョンを持ち、取り組むことが重要である。

合同保育に取り組む契機をみると、市区町村行政の決定である、という場合が多く、実施園の利用者・職員の理解や検討が十分でないままに、取り組みがスタートするという例もみられた。その理念として「教育機会の均等」が掲げられることが多いが、実際には、財政負担の抑制や保育サービスの供給拡大という側面が期待される傾向もある。しかし、合同保育では利用者や子どものニーズの幅が広がることから、それは本来、“効率化”とは逆の方向に位置するものである。ニーズの拡大とは、長時間か短時間かという保育時間の違いにとどまらず、家庭での生活体験の違い、園に期待するものなどである。それらは就学前の幼児に共通する部分もあるが、家庭のニーズの違いによる相違点も大きい。これにともなって、園においても、幼稚園児の降園と保育園児の降園等異なるプログラムやニーズを同時並行で進めること、保護者が来園できる時間帯やライフスタイルの違いに応じた多様な家庭との連携方法、あるいは保育料の負担や教材費徴収の有無など、一つの園が幅広い機能を持ち、多様なニーズに同時に応じていくことが求められる。もしも合同保育が財政負担の抑制や保育サービスの供給拡大という観点のみで進められるとすれば、それは保育の質の低下に直結しかねない危惧をはらんでいる。質の確保・向上のためには、理念・目的などの基本的な考え方や実施体制などについて、事前に十分な検討が必要である。さらに、実施後も、園は評価の指標を持ち、特に“子どもの最善の利益を守る”という視点から保育の自己点検を行い、質の向上を図ることが求められる。

合同保育を実施する際に、検討し、配慮すべき事項として、次の5点を挙げる。

### 1. 合同保育を実施する際の基本的な考え方や実施体制

事前に検討されるべき事柄は、具体的には下記の通りである。

- ①理念と目的
- ②財政面の検討
- ③利用者の経費負担（保育料、給食費、教材費等）
- ④建物と環境（備品・教材を含む）
- ⑤合同保育のスタイル
- ⑥保育時間等（夏期休暇等を含む）
- ⑦クラス編成（年齢・集団規模・保育園児と幼稚園児の割合など）
- ⑧保育者の配置・勤務体制等
- ⑨食事・おやつ等（給食・お弁当等）
- ⑩子どもの服装・持物・教材（クレヨン・絵本等）等
- ⑪評価と質の向上

## 2. 合同保育の目標・内容・方法・環境など

保育園児と幼稚園児は共通のニーズと異なるニーズとを併せ持つが、これまでの合同保育についての検討では、ややもすると共通点のみが強調される傾向がみられた。共通基盤の上に立ちながらも、個別のニーズに対応できる柔軟性ときめ細やかさを持たねば、結果として子どもに負担がかかることとなる。具体的には下記の事柄について十分な検討が望まれる。

- ①保育計画・教育課程、年間計画（行事、長期・短期の指導計画等）の検討
- ②ディリープログラム等一日を通した生活のデザイン
- ③環境の構成
- ④合同保育の保育内容（自発的・主体的な活動、選択の機会、子どもの自己発揮、多様な活動の機会、創造性・発展性・継続性・柔軟性など）
- ⑤早朝保育・延長保育の充実、
- ⑥養護の重視（豊かな生活体験、生活リズムの違いへの配慮、情緒安定への配慮）
- ⑦保育園児と幼稚園児とを分断しない配慮（保育園児と幼稚園児の呼び方・降園時の配慮など）
- ⑧子ども同士の関係への援助（自己主張、親密・共感的な関係、思いやり、ルールを守る、協働関係など）
- ⑨保育者と子どもとの関係（一人一人の子ども理解、受容的・共感的な関係、一人一人の個性・発達の違いへの配慮など）
- ⑩配慮を必要とする子どもへのきめ細やかな保育、

## 3. 保育士と幼稚園教諭の連携・資質向上

保育士と幼稚園教諭とは、その専門性に共通点を持ちながらも、これまで異なる制度・ニーズ・機能の中で、それぞれの“文化”を醸成してきた。合同保育を行うにあたっては、相互理解を深め、双方の専門性から学びあい、連携を深めることが必要とされる。具体的には下記の事柄等が望まれる。

- ①相互理解（保育所と幼稚園の子ども・保護者のニーズ、機能・役割、保育の特色・配慮事項等）
- ②合同保育に関する研修・実習等（保育士の幼稚園での実習・幼稚園教諭の保育所での実習等）
- ③連携（役割分担・チームワーク等）
- ④保育計画・教育課程、指導計画等
- ⑤保育記録・評価
- ⑥打合わせ・会議

#### 4. 子育て（家庭）支援

ニーズの異なる保護者間の相互理解・連携を深めるためには、園による支援が不可欠である。さらに今日、地域・家庭の養育力の低下が進む中で、保育所と幼稚園のそれぞれが行なってきた子育て支援の方法や内容を検討・連携し、異なる個々の家庭のニーズに対応できる専門性が確保されねばならない。

- ①保育園児と幼稚園児、それぞれの家庭への理解
- ②個々の家庭のニーズへの対応（家庭養育の補完・支援）
- ③保護者の園への協力・行事・保育参加等への配慮と工夫
- ④保護者間の相互理解と連携の支援
- ⑤地域交流の活性化
- ⑥子育て支援（育児力の育成等）

#### 5. 関係機関・施設等の連携（地域ネットワーク）

地域ニーズを理解すると同時に、地域住民の側にも合同保育への理解を得て、協働してこれを進めていくことが不可欠である。そのためには、実施以前に地域住民との話し合いや、合同保育についての学習会等を持つことが望まれる。

さらに、保育所と幼稚園の連携とともに、地域において子どもに係わる機関・施設が緊密な連携をとることが求められる。



## V. 考察

合同保育実施園の継続的な訪問・検討を通して浮き彫りとなったことは、保育所と幼稚園がこれまで育んできた文化の違いであり、合同保育を通してそれぞれの保育や子育て支援に関する気づきを得るということであった。異なる制度下でそれぞれ独自の文化を展開してきた保育所と幼稚園とが合同で保育を行うにあたっては、合同保育であることによつて生じる新たな課題への配慮が不可欠である。例えば、第一に保育士と幼稚園教諭とがいかに互いの文化の違いに気づき相互理解を深めるか、第二にそれぞれの子どもが抱える多様なニーズにどのように対応するか、第三に生活スタイルの異なる保護者同士の関係をどのように仲介・支援していくか、等が挙げられよう。このような両者のニーズの違いを越えるための条件は、一方で合同保育に求められている「効率化」とは相反する課題ではないかという疑問も生じる。

以下、このような保育所と幼稚園が抱えるニーズの違いを超えて、保育の幅を広げていくために必要とされる条件について、整理する。

### 1. 保育内容の充実

保育所と幼稚園が合同保育を行うことで、それぞれが独自に展開してきた保育内容について改めて見直しがなされ、その充実が図られるというメリットがある。

これについて事例検討において、保育所が次の点において、幼稚園の保育から学ぶ例がみられた。

- ①子どもの発達過程に応じた保育内容の工夫と意図的な援助
- ②発達に即した十分な教材（素材・用具等を含む）・遊具
- ③一日の保育や生活の流れを細分化しないようデザインする
- ④一日の保育内容にメリハリをつける

この背景として、下記のような保育所における一般的な特徴を挙げることができよう。第一に0歳から就学前までの幅広い年齢の子どもを対象としていること。第二に登園・降園時間が子どもによってまちまちなこと。第三に保育時間が長時間化の傾向にあること。第四に全体としては費用がかけているが、殊に教材・遊具費に限った場合は幼稚園よりも低額という傾向がみられること。さらに第五として、保育内容に関する話し合い・準備・研修などの時間確保が困難であること。つまり幼稚園の基本保育時間は4時間であり、特に公立幼稚園においては一般的に子どもが降園した後に、保育者間で保育内容や子どもに関する話し合い、保育の準備、研修、自らの実践研究等を行う時間が確保されている。この積み重ねが、3～5歳児の保育内容に関する幼稚園の質を高めてきたと考えられる。一方で保育所は近年、長時間保育や乳児保育、子育て支援など、多様化するニーズに対応することが急務の課題であり、保育者間の十分な話し合いや保育内容の準備、実践研究のための時間を確保することが困難な傾向がある。このような保育所が一般的に置かれてきた状況から、上記のような保育内容の向上に関しては、合同保育を契機として、幼稚園から学ぶことができよう。

## 2. 生活体験の重視

倉橋惣三の保育思想にみられるように、「生活体験」は幼児教育の基盤であり、重要な要素である。それは幼児教育が「care and education」と呼ばれるところにも顕著に表れている。子どもの生活を意識的に豊かにし、その中に意味や教育的価値を見いだしていくことが“幼児教育”であろう。

このような“豊かな生活体験”という点では、幼稚園が保育所から学ぶ例がみられた。低年齢から生活時間の大半を保育所で過ごすことの多い保育園児にとっては、園で豊かな生活を体験することが不可欠であり、保育所は“家庭養育の補完”という機能を重視してきた文化を持つ。このため、食事や睡眠、生活習慣に関するノウハウを持ち、また、これらの生活体験を通して子どもの発達を援助するという視点が保育所には明確である。一方で幼稚園にはこのような生活に関する文化やノウハウが希薄な傾向があり、生活体験は家庭で行うものという考え方をする例もみられた。しかし家庭養育を前提とする幼稚園児にとっても、今日の家庭機能の縮小化・低下にともなって園で豊かな生活を体験することが必要とされており、生活経験の重要性は再認識されねばならないことがらである。

事例検討では、保育所との合同保育を通して、このような“生活”を子どもと共に創り出すことの必要性を幼稚園の側が認識したり、その意味や価値を見いだしていく場面が見られた。例えば当初、生活は家庭で学ぶものと考えていた幼稚園教諭が、保育所と幼稚園の保育者間の話し合いや保育所の生活を間近に見ることを通して、次第に子どもと一緒に食事の準備や片づけをしたり、掃除をしたりすることが、今日の子どもの発達に必要な体験であることを認識し、家庭養育を前提とした幼稚園児に対してもこれらを積極的に取り入れるという経過が見られた。

さらに保育所は長年にわたり、乳児保育・障害児保育・長時間にわたる保育を行う中で、複数の保育士が連携した保育が積み重ねられてきた。一方の幼稚園は、2000年の幼稚園教育要領改訂によって、初めてチーム保育が明示された。一人の幼稚園教諭が一つのクラスを保育していくという長年にわたる文化の中で、保育者間の連携に関しては取り組みの体験が乏しい実情にある。このような保育者間のチームワーク、連携は今後不可欠であり、合同保育を契機として、保育所から学ぶことができよう。

## 3. 養護の視点（家庭養育の補完）

保育内容の充実を求める一方で、養護の視点が重視されねばならない。3から5歳児が自立に向かう時期にあるとしても、その基盤がおとなとの愛着関係にあることはいうまでもない。生活時間の大半を園で過ごしている子どもにとって、それは保護者子関係に限定されるものではなく、園においては保育者との間にこのような濃密な関係を築くことが保育の基本である。本研究において、合同保育を行っている保育所の保育士が、幼稚園児と保育園児の違いについて、次のように語っていることは着目すべきことある。「保育園児は園で長時間生活するため、本来の自分を表さないとやっていられない。そのため、深いところでの関係やふれあいがある。」

このような濃密な人間関係が保育の基盤であり、保育内容の充実が養護の側面を希薄にしている側面はないか、あるいは保育者は十分にと子どもの愛着関係が確立しているか、

という点検が求められるところである。

#### 4. 配慮を必要とする子どもへの個別的なケア

特に発達の遅れ、情緒不安定（家庭背景も含めて）、体調不良などから配慮を必要とする子どもに対しては、個別的な配慮が必要とされる。例えば事例検討において、情緒不安定な子どもに向き合ってケアを行う保育士に対して、幼稚園教諭の側から「お母さん代わり」という批判が出されたことがある。あるいは、発達の遅れがみられる子どもや体調不良の子どもが合同保育から外れて、目的を持たずに歩き回る例がみられた。これらに対して、事例検討において、幼稚園教諭は子どもを見守り、子ども自身の変化を“待つ”傾向がみられた。このような“待つ”ことも必要だが、ただし配慮を必要とする子どもの場合には、おとなとの依存関係や手助けが必要な場面が多く、個別的なケアが求められる。

#### 5. 家庭支援

事例検討において、家庭のニーズの違いに対して、保育者がこれを仲介したり、ニーズに即した支援をしていくことの必要性が浮かんできた。合同保育の実際についていかに説明し、保護者の納得を得ることは重要である。このためには、入所あるいは合同保育開始以前からの、地域住民への十分な説明や意見交換が必要となる。

さらに、事例検討を通して、地域の中で子どもを持つ保護者同士の関係を形成していくことは、子どもの健やかな育ちにとって不可欠だが、そのためには保育者の意図的な支援が必要とされていることが浮かんできた。

保護者同士の関係には、子ども同士の関係が大きな影響を及ぼす。合同保育において、保育園児と幼稚園児の関係を分断しないようなきめ細やかな配慮が、この点からも必要とされている。

#### 6. まとめ

考察を深めていくと、保育所と幼稚園の合同保育にとどまらず、豊かな生活体験や情緒安定のための条件、発達の基盤としての保育者との愛着関係や個別的配慮、家庭養育の補完など、保育の本質的な課題にいきつく。すなわち、保育所と幼稚園の合同保育とは、いわば“異文化交流”“多文化共生”であり、保育所と幼稚園とが直接的に交流することによって、これまで独自に展開してきた保育や子育て支援を多文化に向かって開き、異なる視点からそれぞれの保育の見直しや検討を迫るものといえよう。このことから、本研究における合同保育の条件や保育内容の検討とは、保育所と幼稚園という制度の枠組みをはずして、今日、地域における保育と子育て支援の専門施設に求められている専門性を追求するものと位置づけることができる。

## VI. 今後の課題

保育所と幼稚園の関係は、地方分権、規制緩和の動きを受けて、急速な進展がみられ、これに先行して各地域における幼保の合同保育が広がりつつある。しかし地域で子ども達を共に保育するという理念や、保育所と幼稚園の制度のあり方のみが強調され、具体的なその内容や方法に関する検討が遅れているというのが実情であろう。これら保育の中身そのものについての論議がほとんどなされないままに、幼保一元化、一体化という言葉や制度論が一人歩きしていくことには懸念を抱く。保育とは“子どもの最善の利益”“子どもの福祉の増進”のための営みであり、保育制度は常にこの観点から考えられるべきものである。“べき論”ではなく、どのような方法で、どのような内容を実現させるのか、という議論が急務であろう。

さらに今日、地域の実情は大きく異なり、これを一括りにして論じることは、むしろ地方分権化という流れに反するものであろう。過疎化などの要因から、子どもの育ちのためには一元化が求められる地域がある一方で、ニーズに応じた多様な選択肢が必要とされている地域もあろう。

様々な合同保育の実態を明らかにし、“子どもの最善の利益を守る”という視点から、その実施に際しての諸条件や配慮すべき事項を抽出することは、保育の質の確保・向上に不可欠であり、今日の少子高齢社会にあって、子どもの健やかな育ちと保護者への支援強化のために不可欠なことである。

このような視点から、以下に、今後の研究課題を記す。

### 1. “地域における乳幼児保育施設”としての専門性の明確化

今後に向けては、地域における乳幼児保育に必要とされる要素を点検し、その専門性を明確にすることが求められよう。現状では合同保育における“教育”の側面が強調されがちであるが、これに加えて子どもとの愛着関係や家庭養育の補完といった“養護”の側面、さらには地域の異なるニーズを持つ保護者同士のつながりや家庭の養育力の育成といった、子育て支援の専門性も重要であることが、今回の研究からは明かとなった。幼稚園、保育所という現行の枠組みを超えて、今後、“地域における乳幼児保育の専門施設”に必要とされる専門性について、地域ニーズと併せて、さらに詳細に検討することが課題であろう。

これによって、合同保育の基本的な考え方や保育内容の指針を示すことが可能となろう。

### 2. 資格及び研修について

現状では、保育士資格と幼稚園教諭免許とを併せ持つ人材が合同保育を担当するケースが多くなっている。このため、規制改革の動きに即して、両資格の相互取得の促進が進められている。今後は、保育所と幼稚園の合同保育を担う保育者の専門性に照らし合わせて、資格の有する専門性やその養成教育課程等についても検討していくことが課題とされよう。さらに保育所と幼稚園の視点・専門性を併せ持つためには、双方の文化を融合するための研修のあり方も考えられねばならないであろう。